

中華人民共和国商標法実施条例

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という)に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例の商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第三条 商標所有者は、商標法第十三条の規定に従って馳名商標保護を求めるときは、その商標が馳名商標に該当する証拠資料を提出しなければならない。商標局、商標評審委員会は、商標法第十四条の規定に従い、事件審査、処理の必要性及び当事者が提出した証拠資料に基づき、その商標の馳名状況を認定する。

第四条 商標法第十六条に定める地理的表示は、商標法及び本条例の規定に従い、証明商標または団体商標として登録を出願することができる。

地理的表示を証明商標として登録したときは、その商品が当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人またはその他の組織は、当該証明商標の使用を要求することができ、当該証明商標を管理する組織はこれを認めなければならない。地理的表示を団体商標として登録したときは、その商品が当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人またはその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会またはその他の組織に参加することを要求することができ、当該団体、協会またはその他の組織は、その定款に基づいて会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会またはその他の組織に参加することを要求しないときは、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会またはその他の組織は、これを禁止する権限を有しない。

第五条 当事者は、商標代理組織に商標登録出願またはその他の商標業務の取り扱いを委託するときは、委任状を提出しなければならない。委任状には、代理内容及び権限を明記しなければならない。外国人または外国企業の委任状には、委託人の国籍も明記しなければならない。

外国人または外国企業の委任状及びその関連の証明文書の公証、認証手続は、対などの原則に従って行う。

商標登録出願または商標の譲渡について、商標登録出願人または商標譲渡譲受者が外国人または外国企業であるときは、申請書に中国国内受取人を指定し、商標局、商標評審委員会の後続商標業務の法律文書の受領を担当させるなければならない。商標局、商標評審委員会の後続商標業務の法律文書は中国国内受取人に送達する。

商標法第十八条にいう外国人または外国企業とは、中国に恒常的居所または営業所を有しない外国人または外国企業を指す。

第六条 商標登録出願またはその他の商標業務の取り扱いにおいて、中国語を使用しなければならない。

商標法及び本条例の規定に従って提出する各種の証書、証明文書及び証拠資料が外国語であるときは、中国語の訳文を付さなければならない。これが付されていないときは、当該証書、証明文書または証拠資料を提出しなかったものとみなす。

第七条 商標局、商標評審委員会の職員が以下に掲げる状況の一に該当するときは、回避しなければならない。当事者または利害関係者は、その回避を申し立てることができる。

- (一)当事者であるとき、または当事者、代理人の近親者であるとき。
- (二)当事者、代理人とその他の関係を有し、公正に影響するおそれがあるとき。
- (三)商標登録出願またはその他の商標業務の取り扱いと利害関係を有するとき。

第八条 商標法第二十二条に定める電子データ方式をもって商標登録出願などの文書を提出するときは、商標局または商標評審委員会の規定に従い、インターネットを通じて提出しなければならない。

第九条 本条例第十八条に定めた場合を除き、当事者が商標局または商標評審委員会に対して文書または資料を提出する期日について、直接手交するときは、手交日を提出日とする。郵送するときは、差出しの消印日を提出日とする。消印が不明瞭または消印がないときは、商標局または商標評審委員会が実際に受領した日を提出日とする。但し、当事者が実際の消印日に関する証拠を提出できるときはこの限りでない。郵便企業以外の速達企業を利用して提出するときは、速達企業の引受日を提出日とする。引受日が不明なときは、商標局または商標評審委員会が実際に受領した日を提出日とする。但し、当事者が実際の引受日に関する証拠を提出できるときはこの限りでない。電子データで提出するときは、商標局または商標評審委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者が商標局または商標評審委員会へ書類を郵送するときは、証拠が提供できる郵便方式を使用しなければならない。

当事者が商標局または商標評審委員会に提出する文書について、書面で提出したときは、商標局または商標評審委員会が保存したファイルの記録を基準とする。電子データ方式で提出したときは、商標局または商標評審委員会のデータベースの記録を基準とする。ただし、当事者は商標局または商標評審委員会のファイル、データベースの記録に誤りがあることを証明する証拠があるときはこの限りでない。

第十条 商標局または商標評審委員会の各種文書は、郵送、直接手交、電子データまたはその他の方式により当事者に送達することができる。電子データ方式で当事者に送達するときは、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理組織に委託するときは、文書が商標代理組織に送達されたことをもって当事者に送達したものとみなす。

商標局または商標評審委員会が当事者に各種文書を送達する期日について、郵送するときは、当事者が受領した消印日を送達日とする。消印日が不明瞭または消印がないときは、文書が発送された日より 15 日を経過したことをもって当事者に送達されたものとみなす。ただし、当事者が実際の受領日を証明できるときはこの限りでない。直接手交するときは、手交日を送達日とする。電子データ方式で送達するときは、文書が発送された日より 15 日を経過したことをもって当事者に送達されたものとみなす。ただし、当事者が文書がその電子システムに入った期日を証明できるときはこの限りでない。文書を上記方式で送達することができないときは、公告方式により送達ことができ、公告を発した日より 30 日を経過したことをもって当該文書は当事者に送達されたものとみなす。

第十一条 下記期間は、商標審査、審理期限に算入しない。

- (一) 商標局、商標評審委員会文書の公告送達期間。
- (二) 当事者の証拠補充または文書補正に必要な期間、及び当事者変更により再度答弁に必要な期間。
- (三) 同日出願の場合、使用証拠提出、及び協議、抽選に必要な期間。
- (四) 優先権が確定されるまでに必要な期間
- (五) 審査、審理の過程において、事件申請人の請求に従って先行権利事件審理結果を待つ期間。

第十二条 本条第二項の規定を除き、商標法及び本条例に定める各種期間の開始日は、期間内に含まれない。期間は、年または月で計算するときは、期間の最終月の相応日を期間満了日とする。その月には相応日がないときは、当該月の最終日を期間満了日とする。期間満了日が法定休日であるときは、法定休日後の初めての業務日を期間満了日とする。

商標法第三十九条、第四十条に定める登録商標有効期間は、法定日から起算する。期間最終月の相応日の前日を期間満了日とする。その月には相応日がないときは、当該月の最終日を期間満了日とする。

第二章 商標登録の出願

第十三条 登録商標を出願するときは、公布された商品及び役務区分表に従い記入しなければならない。商標登録出願 1 件につき、商標局に「商標登録出願書」1 部、商標見本 1 部を提出しなければならない。色彩の組み合わせ及びその他の着色態様で商標登録を出願す

るときは、着色見本、及び白黒下絵 1 部を提出しなければならない。色彩を指定しないときは、白黒見本を提出しなければならない。

商標見本は明瞭で、貼付しやすく、光沢のある丈夫な紙に印刷し、または写真で代替しなければならない。長さとは幅は 10cm を超えず、5cm を下回らないものでなければならない。

立体的標章をもって商標登録を出願するときは、出願書において表明し、商標の使用方法を説明し、かつ立体の形状を確定できる見本を提出しなければならない。提出する商標見本は、少なくとも三面図が含まなければならない。

色彩の結合をもって商標登録を出願するときは、出願書において表明し、商標の使用方法を説明しなければならない。

音声標章をもって商標登録を出願するときは、出願書において表明し、要求に合致する音声見本を提出し、登録出願の音声商標を記述し、商標の使用方法を説明しなければならない。音声商標に対する記述は、五線譜または数字譜により商標として出願する音声に対して記述し、かつ文字による説明を添付しなければならない。五線譜または数字譜で記述することができないときは、文字により記述しなければならない。商標の記述は、音声見本に一致しなければならない。

団体商標、証明商標の登録を出願するときは、出願書において表明し、かつ主体資格証明文書及び使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語であるとき、または外国語を含むときは、その意味を説明しなければならない。

第十四条 商標登録を出願するときは、出願人は身分証明文書を提出しなければならない。商標登録出願人の名義は、提出した証明文書に一致しなければならない。

出願人による身分証明文書提出に関する前項の規定は、商標局へ提出する変更、譲渡、更新、異議、取消などその他の商標業務にも適用する。

第十五条 商品または役務項目の名称は、商品及び役務区分表における区分番号、名称に従って記入しなければならない。商品または役務項目の名称は、商品及び役務区分表に記載されていないときは、当該商品または役務の説明を付さなければならない。

商標登録出願などの関連文書は、書面で提出するときは、タイプまたは印刷したものでなければならない。

本条第二項の規定は、他の商標業務の取り扱いにも適用する。

第十六条 共同で同一商標の登録を出願し、またはその他の商標共有業務を行うときは、申請書において 1 名の代表者を指定しなければならない。代表者を指定しなかったときは、申請書において順番が 1 番目の者を代表者とする。

商標局及び商標評審委員会の文書は、代表者に送達しなければならない。

第十七条 出願人がその名義、住所、代理人、文書受取人を変更し、または指定商品を削除するときは、商標局において変更手続を行わなければならない。

出願人がその商標登録出願を譲渡するときは、商標局において譲渡手続を行わなければならない。

第十八条 商標登録の出願日は、商標局が出願書を受領した日とする。

商標登録出願手続が整い、規定に従って出願書が記入され、かつ費用を納付したときは、商標局はこれを受領し、かつ書面により出願人に通知する。出願手続に不備があり、規定に従って出願書を記入しておらず、または費用を納付していないときは、商標局はこれを受領せず、書面により出願人に通知し、かつ理由を説明する。出願手続が基本的に整っており、または出願書が基本的に規定を満たしているが、補正が必要なときは、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知を受領した日より 30 日以内に、指定された内容に従って補正し商標局に返送させる。規定の期限内に補正し商標局に返送したときは、出願日を維持する。期限を満了しても補正しないまたは要求に従って補正しないときは、商標局は受理せず、かつ書面により出願人に通知する。

本条第二項の受理条件に関する規定は、その他の商標業務の取り扱いにも適用する。

第十九条 2 人または 2 人以上の出願人が、同一の商品または類似の商品について、それぞれ同一または類似の商標を同一日に登録を出願したときは、各出願人は商標局からの通知を受領した日より 30 日以内に、その登録出願前に当該商標を先に使用した証拠を提出しなければならない。同じ日に使用し、またはいずれも未使用のときは、各出願人は商標局の通知を受領した日より 30 日以内に、自発的に協議を行うことができ、かつ、書面による合意書を商標局に提出することができる。協議する意思がなく、または協議が不調となるときは、商標局は各出願人に通知し、抽選により 1 人の出願人を確定し、その他の者の登録出願を拒絶する。商標局が通知したにもかかわらず、出願人が抽選に参加しなかったときは、出願を放棄したものとみなし、商標局は、抽選に参加しなかった出願人に書面により通知しなければならない。

第二十条 商標法第二十五条の規定に従って優先権を主張するときは、出願人が提出した最初に提出した商標登録出願文書の副本は、当該出願を受領した商標主管機関から証明を受け、かつ出願日及び出願番号を明記しなければならない。

第三章 商標登録出願の審査

第二十一条 商標局は、受理した商標登録出願について、商標法及び本条例の関連規定に

従って審査を行う。規定を満たし、または一部の指定商品における商標使用の登録出願が規定を満たすときは、初歩査定を与え、かつ公告する。規定を満たさず、または一部の指定商品に使用する商標の登録出願が規定を満たさないときは、これを拒絶し、または一部の指定商品における商標使用の登録出願を拒絶し、書面により出願人に通知し、かつ理由を説明する。

第二十二條 商標局が1件の商標登録出願を一部指定商品において拒絶したときは、出願人が当該出願における初歩査定された部分を別件の出願に分割し、分割後の出願は、元の出願の出願日を維持する。

分割が必要であるときは、出願人は、商標局「商標登録出願部分拒絶通知書」を受領した日より15日以内に、商標局に分割申請を提出しなければならない。

商標局が分割申請を受領した後に、元の出願を2件の出願に分割しなければならない。分割され、初歩査定された出願について新しい出願番号を与え、かつ公告する。

第二十三條 商標法第二十九條の規定に基づき、商標局が商標登録出願の内容について説明または修正が必要であると認めるときは、出願人は、商標局の通知を受領した日より15日以内に説明または修正しなければならない。

第二十四條 商標局の初歩査定を受け、公告された商標に対し、異議を提起するときは、異議人は商標局に下記異議資料を一式二部提出し、かつ正本と副本を明記しなければならない。

(一) 商標異議申請書。

(二) 異議人の身分証明。

(三) 商標法第十三條第二項及び第三項、第十五條、第十六條一項、第三十條、第三十一條、第三十二條の規定に対する違反を理由として異議を提起するときは、異議人が先行権利人または利害関係人であることの証明。

商標異議申請書には、明確な請求及び事実根拠を有し、かつ関連の証拠資料を添付しなければならない。

第二十五條 商標局が商標異議申請書を受領した後に、審査を経て、受理条件に合致するときは、受理し、異議人に受理通知書を発する。

第二十六條 商標異議申請書には、次に挙げる状況があるときは、商標局が受理せず、書面により異議人に通知し、かつ理由を説明する。

(一) 法定期限内に提出しなかった。

(二) 異議人の主体資格、異議理由が商標法第三十三條の規定に合致しない。

(三) 明確な異議理由、事実と法律根拠がない。

(四) 同一異議人は、同一の理由、事実及び法律根拠をもって、同一商標に対して再度異議申請を提出した。

第二十七条 商標局は商標異議資料の副本を遅滞なく被異議人に送付しなければならず、商標異議資料の副本を受領した日より30日以内に答弁させる。被申立人が答弁しないときは、商標局の決定に影響しない。

当事者が異議申請提出または答弁をした後に、証拠資料を補充する必要があるときは、商標異議申請書または答弁書に表明し、かつ商標異議申請書または答弁書を提出した日より3ヶ月以内に提出しなければならない。期限を満了しても提出しないときは、当事者が関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。但し、期間満了後に形成され、または当事者がその他の正当な理由があつて期間満了前に提出できなかった証拠を期間満了後に提出したときは、商標局は証拠を相手方当事者に渡し、かつ証拠調べを行った後に採用することができる。

第二十八条 商標法第三十五条第三項及び第三十六条第一項にいう不登録決定には、一部の指定商品における不登録決定を含む。

被異議商標は商標局が登録査定決定または不登録決定を下す前に登録公告が掲載されたときは、当該登録公告を取り消す。審査を経て異議が不成立で登録が認めるときは、登録査定決定が発効後に改めて公告する。

第二十九条 商標登録出願人または商標登録人は、商標法第三十八条の規定に従い訂正申請を提出するときは、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件に合致するときは、商標局が許可した後に関連内容を訂正する。訂正条件に合致しないときは、商標局が許可せず、書面により出願人に通知し、かつその理由を説明する。

初歩査定公告または登録公告が掲載された商標は、訂正した後に訂正公告を掲載する。

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第三十条 商標登録人の名義、住所またはその他の登録事項を変更するときは、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録人の名義を変更するときは、関連登記機関が交付した変更証明文書をも提出しなければならない。商標局が許可するときは、商標登録人に相応の証明を交付し、かつ公告する。許可しないときは、申請人に書面により通知し、かつ理由を説明しなければならない。

商標登録人の名義または住所を変更するときは、商標登録人はそのすべての登録商標について一括して変更しなければならない。一括して変更しないときは、商標局は期限を定

めて是正するよう通知する。期限を満了しても是正しないときは、変更申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請人に通知しなければならない。

第三十一条 登録商標を譲渡するときは、譲渡者と譲受者は商標局に登録商標譲渡申請書を提出しなければならない。登録商標譲渡申請手続は譲渡者と譲受者が共同で行わなければならない。商標局は登録商標の譲渡を許可するときは、譲受者に相応の証明を交付し、かつ公告する。

登録商標を譲渡するときは、商標登録人は同一または類似の商品において登録した同一または類似の商標を一括して譲渡しないときは、商標局が期限を定めて是正するよう通知する。期限を満了しても是正しないときは、当該登録商標譲渡申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請者に通知しなければならない。

第三十二条 登録商標専用権は、承継など譲渡以外の事由により移転が生じたときは、当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は、関連証明文書または法律文書をもって商標局において登録商標専用権移転手続を行わなければならない。

登録商標専用権が移転するときは、登録商標専用権者は、同一または類似の商品において登録した同一または類似の商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しないときは、商標局が期限を定めて是正するよう通知する。期限を満了しても是正しないときは、当該登録商標移転申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請者に通知しなければならない。

商標移転申請が許可されたときは、公告される。当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は、公告日より商標専用権を有する。

第三十三条 登録商標は登録更新が必要なときは、商標局に商標登録更新申請書を提出しなければならない。商標局は商標登録更新申請を許可するときは、相応の証明を交付し、かつ公告する。

第五章 商標国際登録

第三十四条 商標法第二十一条に定める商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定という」）、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」（以下「マドリッド議定書」という）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書の共同実施細則」の規定に従って行うマドリッド商標国際登録をいう。

マドリッド商標国際登録出願は、中国を本国とする商標国際登録出願、中国を指定する領域指定申請、及びその他の関連申請を含む。

第三十五条 中国を本国とする商標国際登録出願は、中国において真実かつ有効の営業所を設け、または中国に住所を有し、または中国国籍を有しなければならない。

第三十六条 本条例第三十五条の規定に合致する出願人は、その商標が商標局に登録されたときは、マドリッド協定に基づき当該商標の国際登録を出願することができる。

本条例第三十五条の規定に合致する出願人は、その商標が商標局に登録され、または商標局に商標登録出願を提出し、かつ受理されたときは、マドリッド議定書に基づき当該商標の国際登録を出願することができる。

第三十七条 中国を本国として商標国際登録を出願するときは、商標局を通じて世界知的所有権機関国際局（以下「国際局」という）へ手続を申請しなければならない。

中国を本国とするときは、マドリッド協定に関連する商標国際登録の事後指定、放棄、抹消は商標局を通じて国際局へ手続を申請しなければならない。マドリッド協定に関連する商標国際登録の譲渡、削減、変更、更新は商標局を通じて国際局へ手続を申請することができ、直接国際局に対して手続を申請することもできる。

中国を本国とするときは、マドリッド議定書に関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、抹消、変更、更新は、商標局を通じて国際局へ手続を申請することができ、直接国際局に対して手続を申請することもできる。

第三十八条 商標局を通じて国際局へ商標国際登録出願及びその他の申請を行うときは、国際局及び商標局の要求に合致する申請書及び関連資料を提出しなければならない。

第三十九条 商標国際登録出願の指定商品または役務は、国内基礎出願または基礎登録の商品または役務の範囲を超えてはならない。

第四十条 商標国際登録申請手続に不備があり、または規定に従って申請書を記入していないときは、商標局は受理せず、申請日を留保しない。

申請手続は基本的に整っており、または申請書が基本的に規定を満たしているが、補正が必要なときは、申請人が補正通知を受領した日より30日以内に補正しなければならない。期限を満了しても補正しないときは、商標局は受理せず、かつ書面により申請人に通知する。

第四十一条 商標局を通じて国際局へ商標国際登録出願及びその他の申請を行うときは、規定に従い費用を納付しなければならない。

申請人は商標局の費用納付通知書を受領した日より15日以内に、商標局に費用を納付し

なければならない。期限を満了しても納付しなかったときは、商標局はその申請を受理せず、かつ書面により申請人に通知する。

第四十二条 商標局は、マドリッド協定及びマドリッド議定書に定めた拒絶期限（以下「拒絶期限」という）内に、商標法及び本条例の関連規定に基づき中国を指定する領域指定申請について審査を行い、決定を下し、かつ国際事務局へ通知する。商標局は拒絶期限内に拒絶または部分拒絶の通知を発しなかったときは、当該地域指定申請が許可されたものとみなす。

第四十三条 中国を指定した領域指定申請人は、立体的標章、色彩の結合、音声標章を商標としての保護、または団体商標、証明商標の保護を要求するときは、当該商標が国際局の国際登録簿に登録された日より3ヶ月以内に、法により設立された商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に定めた関連資料を提出しなければならない。上述期限内に関連資料を提出しないときは、商標局は当該領域指定申請を拒絶する。

第四十四条 世界知的所有権機関は商標国際登録関連事項について公告を行い、商標局は別途公告しない。

第四十五条 中国を指定した領域指定申請に対し異議があるときは、世界知的所有権機関「国際商標公報」が出版された翌月の1日より3ヶ月以内に、商標法第三十三条に定める条件を満たす異議人は商標局に異議申請を提起ことができる。

商標局は拒絶期限内に、異議申請の関連状況を拒絶決定の形式で国際局に通知する。

被異議人は、国際局より転送された拒絶通知書を受領した日より30日以内に答弁することができ、答弁書及び関連証拠資料は法により設立された商標代理機構を通じて商標局に提出しなければならない。

第四十六条 中国で保護を受ける国際登録商標は、有効期間が国際登録日または事後指定日から起算する。有効期間満了前に、登録人は国際局に更新を申請することができる。有効期間内に更新を申請しなかったときは、6カ月の延長期間を与えることができる。商標局は国際局の更新通知を受領した後に、法により審査を行う。国際局が更新を通知しないときは、当該国際登録商標を抹消する。

第四十七条 中国を指定した領域指定申請について譲渡を行うときは、譲受人は締約国の国内に真正かつ有効の営業所を有し、または締約国の国内に住所を有し、または締約国の国民でなければならない。

譲渡人はその同一または類似の商品における同一または類似の商標を一括して譲渡しな

いときは、商標局は登録人に通知を受領した日より3ヶ月以内に是正するよう通知する。期限を満了しても是正せず、または譲渡が混同を生じさせやすく、若しくはその他の不良な影響があるときは、商標局は当該譲渡が中国において無効である旨の決定を下し、かつ国際局に声明する。

第四十八条 中国を指定した領域指定申請について削減を行うときは、削除後の商品または役務は中国の商品または役務の分類要求に合致せず、若しくは元の指定商品または役務の範囲を超えたときは、商標局は当該削減が中国において無効である旨の決定を下し、かつ国際局に声明する。

第四十九条 商標法第四十九条第二項の規定に従い国際登録商標の取消を申請するときは、当該商標国際登録出願の拒絶期限満了日より3年満了後に商標局に申請を提出しなければならない。拒絶期限満了時に拒絶不服審判または異議関連手続にあるときは、商標局または商標評審委員会が下した登録許可決定の発効日より3年満了後に商標局に申請を提出しなければならない。

商標法第四十四条第一項の規定に従い国際登録商標の無効宣告を申請するときは、当該商標国際登録出願の拒絶期限満了後に商標評審委員会に申請を提出しなければならない。拒絶期限満了時に拒絶不服審判または異議関連手続にあるときは、商標局または商標評審委員会が下した登録許可決定の発効後に商標評審委員会に申請を提出しなければならない。

商標法第四十五条第一項の規定に従い国際登録商標の無効宣告を申請するときは、当該商標国際登録出願の拒絶期限満了日より5年以内に商標評審委員会に申請を提出しなければならない。拒絶期限満了時に拒絶不服審判または異議関連手続にあるときは、商標局または商標評審委員会が下した登録許可決定の発効日より5年以内に商標評審委員会に申請を提出しなければならない。悪意による登録は、馳名商標所有者は5年の時間期限を受けない。

第五十条 商標法及び本条例の下記条項の規定は、商標国際登録関連業務の取り扱いに適用しない。

(一) 審査と審理の期限に関する商標法第二十八条、第三十五条第一項の規定。

(二) 本条例第二十二条、第三十条第二項。

(三) 商標譲渡が譲渡者と譲受者が共同で申請し、かつ手続を行うことに関する商標法第四十二条及び本条例第三十一条の規定。

第六章 商標評審

第五十一条 商標評審とは、商標評審委員会が「商標法」第三十四条、第三十五条、第四

第十四条、第四十五条、第五十四条の規定に基づいて関連商標紛争事項を審理することを指す。当事者が商標評審委員会に商標評審申請を提起するときは、明確な請求、事実、理由及び法的根拠を有し、かつ相応の証拠を提供しなければならない。

商標評審委員会は事実に基づき、法律に従って評審を行う。

第五十二条 商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に対する不服審判事件を審理するときは、商標局の拒絶決定及び申請人の不服審判申請の事実、理由、請求及び評審時の事実状況について審理しなければならない。

商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に対する不服審判事件を審理するときは、登録出願の商標が商標法第十条、第十一条、第十二条及び第十六条第一項の規定に違反する状況があり、商標局が上述条項に基づき拒絶決定を下さなかったことを発見したときは、上述条項に従って出願拒絶の審決を下すことができる。商標評審委員会は、審決を下す前に申請人の意見を聴取しなければならない。

第五十三条 商標評審委員会は、商標局の不登録決定に対する不服審判事件を審理するときは、商標局の不登録決定及び申請人の不服審判申請の事実、理由、請求及び元異議人が提出した意見について審理しなければならない。

商標評審委員会は、商標局の不登録決定に対する不服審判事件を審理するときは、元異議人に参加及び意見提出を通知しなければならない。元異議人の意見が事件審理の結果に実質的な影響があるときは、評審の根拠とすることができる。元異議人が参加せず、または意見を提出しないときは、事件の審理に影響しない。

第五十四条 商標評審委員会は、商標法第四十四条、第四十五条の規定に基づく登録商標無効宣告請求事件を審理するときは、当事者の申請及び答弁の事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第五十五条 商標評審委員会は、商標局の商標法第四十四条第一項の規定に従って下された登録商標無効宣告決定に対する不服審判事件を審理するときは、商標局の決定及び申請人の不服審判申請の事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第五十六条 商標評審委員会は、商標局の商標法第四十九条の規定に従って下された登録商標取消または維持の決定に対する不服審判事件を審理するときは、商標局が下した登録商標の取消または維持の決定及び当事者の不服審判申請に依拠された事実、理由及び請求について審理しなければならない。

第五十七条 商標評審を申請するときは、商標評審委員会に申請書を提出し、かつ相手方

当事者の数に相応する部数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書に基づいて不服審判を申請するときは、同時に商標局決定書の副本をも提出しなければならない。

商標評審委員会は申請書を受領した後に、審査を経て、受理条件に合致するときは、受理する。受理条件に合致しないときは、受理せず、書面により申請人に通知し、かつ理由を説明する。補正の必要があるときは、申請人に通知を受領した日より30日以内に補正するよう通知する。補正を経ても規定に合致しないときは、商標評審委員会は受理せず、書面により申請人に通知し、かつ理由を説明する。期限を満了しても補正しないときは、申請を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面により請求人に通知しなければならない。

商標評審委員会が商標評審申請を受理した後に、受理条件に合致しないことを発見したときは、これを却下し、書面により申請人に通知し、かつ理由を説明する。

第五十八条 商標評審委員会は、商標評審申請を受理した後に、遅滞なく申請書副本を相手方当事者に送付しなければならない。申請書副本を受領した日より30日以内に答弁させる。期限を満了しても答弁しないときは、商標評審委員会の評審に影響しない。

第五十九条 当事者が評審申請を提出した後または答弁後に、関係証拠資料を補充する必要があるときは、申請書または答弁書に表明し、かつ申請書または答弁書を提出した日より3ヶ月以内に提出しなければならない。期限を満了しても提出しないときは、関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。但し、期間満了後に形成され、または当事者がその他の正当な理由があつて期間満了前に提出できなかった証拠を期間満了後に提出したときは、商標評審委員会は証拠を相手方当事者に渡し、かつ証拠調べを行った後に採用することができる。

第六十条 商標評審委員会は、当事者の要求または実際の需要に応じて、評審申請に対して口頭審理を行うことを決定することができる。

商標評審委員会が評審申請に対して、口頭審理を行うことを決定したときは、口頭審理の15日前に書面により当事者に通知し、口頭審理の期日、場所及び審判官を告知しなければならない。当事者は通知書に指定された期限内に回答しなければならない。

申請人が回答せず、口頭審理にも参加しないときは、その評審申請を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面により申請人に通知しなければならない。被請求人が回答せず、口頭審理にも参加しないときは、商標評審委員会は欠席評審を行うことができる。

第六十一条 申請人は、商標評審委員会が決定または裁定を出す前に、書面により商標評審委員会に対して申請取下げを要求し、かつ理由を説明することができる。商標評審委員会は、取下げができると認めるときは、評審手続が終了する。

第六十二条 申請人が商標評審申請を取り下げたときは、同一の事実及び理由により再び評審申請を提起することができない。商標評審委員会が商標評審申請に対して、すでに裁定または決定を下したときは、何人も同一の事実及び理由により再び評審申請を提起することができない。ただし、不登録不服審判手続を経て登録が許可され後に、商標評審委員会に登録商標無効宣告を提起するときはこの限りでない。

第七章 商標使用の管理

第六十三条 登録商標を使用するときは、商品、商品包装、説明書またはその他の付随物に「登録商標」の文字または登録マークを表示することができる。

登録マークには[®]及び[®]を含む。登録マークを使用するときは、商標の右上または右下に表示しなければならない。

第六十四条 「商標登録証」が紛失または破損したときは、商標局に「商標登録証」再交付申請書を提出しなければならない。「商標登録証」が紛失したときは、「商標公告」に紛失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は、再交付を申請する際に商標局に返還しなければならない。

商標登録人が商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再交付、商標登録証明の交付、または、商標出願人が商標局による優先権証明文書の交付を必要とするときは、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要求に合致するときは、商標局は相応の証明を交付する。要求に合致しないときは、商標局は手続を行わず、申請人に通知し、かつ理由を告知する。

「商標登録証」または他の商標証明文書を偽造または改ざんしたときは、国家機関証明文書偽造、改ざん罪またはその他の罪に関する刑法の規定に基づき刑事責任を追及する。

第六十五条 商標法第四十九条に定める登録商標がその許可使用商品の普通名称となることがあったときは、いかなる単位または個人も商標局にその登録商標の取消を申請することができる。申請を提出する際に、証拠資料を添付しなければならない。商標局は受理後に、商標登録人に通知しなければならない。通知を受領した日より2ヶ月以内に答弁させる。期限を満了しても答弁しないときは、商標局の決定に影響しない。

第六十六条 商標法第四十九条に定める正当な理由なく登録商標3年継続不使用行為があるときは、いかなる単位または個人も商標局にその登録商標の取消を申請することができる。申請を提出する際に、関連状況を説明しなければならない。商標局は受理後に、商標登録人に通知しなければならない。通知を受領した日より2ヶ月以内に取消申請提出前におけ

る当該商標の使用証拠資料を提出させ、または不使用の正当な理由を説明させる。期限を満了しても使用の証拠資料を提出せず、または、証拠資料が無効であり、かつ正当な理由がないときは、商標局がその登録商標を取り消す。

前項にいう使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用した証拠資料、及び商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾した証拠資料を含む。

正当な理由なく継続 3 年不使用を理由に登録商標の取消を申請するときは、当該登録商標の登録公告日から満 3 年後に申請を提出しなければならない。

第六十七条 次に掲げる状況は、商標法第四十九条に定める正当な理由に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府の政策的規制
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録人の責に帰すことのできないその他の正当な事由

第六十八条 商標局、商標審査委員会が登録商標を取り消し、または登録商標無効を宣告する際に、取消または無効宣告の理由が一部の指定商品に限るときは、当該部分の指定商品に使用する商標登録を取り消しまたは無効宣告する。

第六十九条 他人にその登録商標の使用を許諾するときは、許諾人は、許諾契約有効期間内に商標局に届出をし、かつ届出資料を提出しなければならない。届出資料は、登録商標使用許諾人、被許諾人、許諾期限、使用許諾の商品または役務の範囲などの事項を説明しなければならない。

第七十条 登録商標専用権をもって質権を設定するときは、質権設定者と質権者は書面による質権契約を締結し、かつ共同に商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局により公告する。

第七十一条 商標法第四十三条第二項の規定に違反したときは、工商行政管理部門は期限を定めて是正を命じる。期限を満了しても是正しないときは、販売停止を命じる。販売停止を拒むときは、10万元以下の過料を科する。

第七十二条 商標所有者が商標法第十三条の規定に従い馳名商標保護を請求するときは、工商行政管理部門に請求を提出することができる。商標局が商標法第十四条の規定に従って馳名商標と認定したときは、工商行政管理部門により商標法第十三条の規定に違反する商標使用行為の停止を命じ、違法使用の商標標章を没収し、廃棄する。商標標章が商品から分離しがたいときは、商品ごと没収し、廃棄する。

第七十三条 商標登録人がその登録商標の抹消、または一部指定商品におけるその商標登録の抹消を申請するときは、商標局に商標抹消申請書を提出し、かつ元の「商標登録証」を返還しなければならない。

商標権者がその登録商標の抹消、または一部指定商品におけるその商標登録の抹消を申請するときは、商標局がその抹消を許可した後に、当該登録商標専用権または一部指定商品における当該登録商標専用権の効力は、商標局がその抹消申請を受領した日より終了する。

第七十四条 登録商標が取り消され、または本条例第七十三条の規定に従って抹消されたときは、元の「商標登録証」は廃止になり、かつ公告する。一部指定商品における当該商標の登録が取り消され、または商標登録人が一部指定商品におけるその商標登録の抹消を申請するときは、改めて「商標登録証」を発行し、かつ公告する。

第八章 登録商標専用権の保護

第七十五条 他人商標専用権の侵害に貯蔵、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所またはインターネット商品取引プラットフォームなどを提供する行為は、商標法第五十七条第六項に定める便宜条件の提供に該当する。

第七十六条 同一の商品または類似商品に他人の登録商標と同一または類似の標章を商品名称または商品外装として使用し、公衆を誤認させるときは、商標法第五十七条第二項に定める登録商標専用権侵害行為に該当する。

第七十七条 登録商標専用権侵害行為に対し、何人も工商行政管理部門に告発または通報することができる。

第七十八条 商標法第六十条に定める違法経営額を計算するときは、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 権利侵害商品の販売価格。
- (二) 未販売の権利侵害商品の表示価格。
- (三) すでに判明した権利侵害商品実際販売の平均価格。
- (四) 被権利侵害商品の市場中間価格。
- (五) 権利侵害者が権利侵害により生まれた営業収入。
- (六) その他の権利侵害商品の価値を合理的に計算できる要素。

第七十九条 下記に掲げる状況は、商標法第六十条に定める自己が当該商品を合法的に取得したことを証明できる状況に該当する。

(一) 貨物供給者の合法的な印鑑を有する貨物供給リスト及び貨物代金領収書があり、かつ調査により事実であることが判明され、または貨物供給者が認めるとき。

(二) 供給者と需要者双方が締結した仕入契約書があり、かつ調査によりすでに履行されたことが判明されたとき。

(三) 合法的な仕入領収書があり、かつ領収書に記載された事項は関連商品に対応するとき。

(四) 商品を合法的に取得したことを証明できるその他の情況。

第八十条 登録商標専用権を侵害した商品であることが分からず販売し、当該商品を自ら合法的に取得したことを証明でき、かつその供給者を説明できるときは、工商行政管理部門より販売停止を命じ、かつ事件の状況を権利侵害商品供給者所在地の工商行政管理部門に通達する。

第八十一条 関係登録商標権の帰属は、商標局、商標評審委員会の審理、または人民法院の訴訟中にあり、その結果が事件の判断に影響を与える可能性があるときは、商標法第六十二条第三項に定める商標権の帰属に争いがあることに該当する。

第八十二条 商標権侵害事件の摘発過程において、工商行政管理部門は、権利者が生産し、または、その許諾を受けて生産した商品であるか否かについて、権利者に識別を要求することができる。

第九章 商標代理

第八十三条 商標法にいう商標代理とは、委託人の委託を受け、委託人の名義をもって商標登録出願、商標評審またはその他の商標業務を行うことをいう。

第八十四条 商標法にいう商標代理機構は、工商行政管理部門の登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構及び商標代理業務に従事する法律事務所を含む。

商標代理機構は、商標局、商標評審委員会が主管する商標事項代理業務に従事するとき、以下の規定に従って商標局に届出を行わなければならない。

(一) 工商行政管理部門の登記証明文書または司法行政部門による法律事務所設立の許可証明文書を検査のために提出し、かつ写しを保存する。

(二) 商標代理機構の名称、住所、責任者、連絡方法などの基本的情報を申告する。

(三) 商標代理従業者のリスト及び連絡方法を申告する。

工商行政管理部門は、商標代理機構信用記録を設置しなければならない。商標代理機構は商標法または本条例の規定に違反したときは、商標局または商標評審委員会により公開通告し、かつその信用記録に記入する。

第八十五条 商標法にいう商標代理従業者は、商標代理機構において商標代理業務に従事する従業者を指す。

商標代理従業者は、個人名義をもって委託を引き受けてはならない。

第八十六条 商標代理機構は、商標局、商標評審委員会に提出した関連申請文書は、当該代理機構の公印を押印し、かつ関連商標代理従業者により署名しなければならない。

第八十七条 商標代理機構は、その代理業務以外の商標について登録または譲受を申請するときは、商標局が受理しない。

第八十八条 下記行為は、商標法第六十八条第一項第二号に定めるその他の不正の手段をもって商標代理市場の秩序を乱すものに該当する。

- (一) 詐欺、虚偽宣伝、誤解招きまたは商業賄賂などの方法をもって業務を誘致する行為。
- (二) 事実を隠蔽して虚偽の証拠を提供し、または、他人に対し、事実の隠蔽、虚偽の証拠の提供を脅迫、誘導する行為。
- (三) 同一商標事件において、利益抵触の双方当事者の委託を引き受ける行為。

第八十九条 商標代理機構は商標法第六十八条の行為があったときは、行為者所在地または違法行為発生地のある県クラス以上の工商行政管理部門より調査、処理し、かつ調査、処理の状況を商標局に通告する。

第九十条 商標局、商標評審委員会は、商標法第六十八条の規定に従って商標代理機構が取り扱った商標代理業務の受理を停止するときは、6ヶ月以上から永久になるまで当該商標代理機構の商標代理業務の受理停止を決定することができる。商標代理業務受理停止の期間が満了するときは、商標局、商標評審委員会は、受理を回復しなければならない。

商標局、商標評審委員会は、商標代理の受理停止または受理回復の決定を下したときは、そのサイトで公告しなければならない。

第九十一条 工商行政管理部門は、商標代理業界組織に対する監督と指導を強化しなければならない。

第十章 附則

第九十二条 1993年7月1日まで継続して使用していた役務商標が、他人が同一または類似の役務において登録した役務商標と同一または類似するときは、継続して使用することができる。ただし、1993年7月1日以降に使用を3年以上中断したときは、継続して使用してはならない。

商標局が拡大商品または役務を新規に受理する日まで継続して使用した商標が、他人が拡大商品または役務項目と同一または類似の商品または役務において登録した商標と同一または類似するときは、継続して使用することができる。ただし、初めて受理した後に3年以上使用を中断したときは、継続して使用してはならない。

第九十三条 商標登録用の商品及び役務区分表は、商標局が制定し、かつ公布する。

商標登録出願またはその他の商標業務取扱いの文書書式は、商標局、商標評審委員会が制定し、かつ公布する。

商標評審委員会の評審規則は国務院工商行政管理部門が制定し、かつ公布する

第九十四条 商標局は「商標登録簿」を設置し、登録商標及び関連登録事項を記載する。

第九十五条 「商標登録証」及び関連証明は、権利人が登録商標専用権を有する証明である。「商標登録証」に記載する登録事項は、「商標登録簿」に一致しなければならない。記載が一致しないときは、「商標登録簿」に誤りがあることを確実に証明できるときを除き、「商標登録簿」に準ずる。

第九十六条 商標局が「商標公告」を発行し、商標登録及びその他の関係事項を刊行する。

「商標公告」は書面または電子の方式を採用する。

送達公告を除き、公告内容は公布日より社会公衆がすでに知った、または知り得たとみなす。

第九十七条 商標登録出願またはその他の商標業務を行うには、費用を納付しなければならない。費用納付の項目と基準は、国務院財政部門、国務院価格主管部門がそれぞれ制定する。

第九十八条 本条例は2014年5月1日より施行する。